令和6年度 渡嘉敷村観光振興事業 渡嘉敷の魅力創出事業

渡嘉敷の魅力アニメーション化事業委託業務

企画公募型コンペティション応募要綱

令和6年7月 一般社団法人渡嘉敷村観光協会

1. 目的

人口減少により国内観光の規模が縮小していく中で、観光需要を安定的に獲得していくためには、これまで夏季に集中していた観光入域を平準化することが求められており、第二次渡嘉敷村観光振興計画においても、観光入域の増加と平準化に取り組むこととされている。

本事業では、一年をとおして楽しめる様々な渡嘉敷の魅力を村民目線で発掘し、アニメーション化して発信することで、新たな渡嘉敷の楽しみ方や魅力の発見により夏季以外の季節の入域の増加につなげることを目的とする。

2. 委託業務の概要

- (1) 事業名:渡嘉敷の魅力アニメーション化事業
- (2) 契約期間:契約締結日の日から令和7年1月31日(金)まで
- (3) 業務概要:別添「令和6年度渡嘉敷村観光振興事業 渡嘉敷の魅力創出事業 渡嘉敷の魅力アニメーション化事業企画公募型コンペティション 仕様書」を参照。
- (4) 委 託 費:3,818,300円(消費税及び地方消費税含む。)とする

3. 連絡先

一般社団法人渡嘉敷村観光協会

事務局 担当:座間味秀勝

〒901-0152 沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷 346 番地

TEL098-987-2332 FAX098-987-2432 E-mail/kerama@tokashiki.info

4. 参加資格

企画提案の応募資格は、次の要件を満たす企業又は団体とする。

- (1) 地方自治施行令(昭和 22 年政令 16 号)第 167条の4第1項の次のいずれかの規定に該当しないこと。
- (2) 役員に次のいずれかに該当するものが含まれていないこと。
 - ① 破産者で復権を得ない者。
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終了している又はその執行を受けることがなくなった者。
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年 を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」とする)及び暴力団員と密接な 関係を有する者でないこと。
- (3)暴力団の構成員等の統制の下にいない団体。
- (4)沖縄県内に本社、支店、営業所等を有すること。
- (5) 過去に類似の事業実績を有すること。
- (6) 本業務を運営するにあたって、必要に応じて本協会事務局と速やかに連携を行うなど、業務を円滑に履行することができる体制が整備されていること。
- (7)本業務に企画提案するにあたっては次の事項に留意すること。

- ①複数の企業等でコンソーシアムを構成し、応募する場合は、監事企業を選定 すること。
- ②1者につき1提案の応募とし、1つの企業が複数のコンソーシアムを通じて 2企画規格以上提案することはできない。
- (8) コンソーシアムを構成する場合、監事企業は(4)に該当すること。
- (9) 渡嘉敷村より指名停止を受けていないこと。

5. 提出書類/スケジュール

企画コンペに参加する企業又は団体は、所定の様式により提出期限までに一般社団法人渡嘉敷村観光協会へ、原本を郵送もしくは持ち込みにて提出をしなければならない。FAX、電子メール等での提出は受け付けない。

提出先:「3.連絡先」参照

(1) 応募説明会

・企画コンペ説明会参加申込書(様式1)・・・・1部 提出期限:令和6年7月18日12:00までにメールで提出

• 説明会

日 時:令和6年7月19日11:00~11:30 zoomによるオンライン形式

説明会形式:オンライン(Zoom)にて実施

参加方法:参加申込者に別途案内

• 応募書類等配布

一般社団法人渡嘉敷村観光協会ホームページからダウンロード

配布期限: 令和6年7月25日12:00まで

(2) 企画コンペ参加申込書(様式2)・・・1部

適格性確認書(様式5)・・・・1部

提出期限:令和6年7月25日12:00までに、原本を持参又は郵送提出

(3) 質問書(様式3)

質問は所定の様式(様式3)に記載の上 <u>E-mail での受付</u>とし、電話等その他の方法で受け付けない。

受付期限: 令和6年8月1日(木)12:00(正午)まで

回答方法:ホームページにて掲示

(4) 企画提出書(様式4)・・・・5部(社印押印済み原本1部・コピー4部)

必要事項を記載後、担当者宛に持参もしくは郵送提出

共同体として提案する場合は、様式 4 の項目 3、4、5 については参加企業全社分提出すること。なお、会社概要資料 (パンフレット等) の添付は1部のみでよい。

提出期限:令和6年8月8日(木)12:00(正午)まで

(5) 企画提案書・企画概要書・・・5部

提出期限: 令和6年8月8日(木)12:00(正午)まで

別紙の仕様書に基づき、企画書を提出すること。また、提出する企画書については下記の条件を遵守すること。

- ・A4 縦置き縦書きで長編綴じ
- ・ホチキスや製本テープ等は使用せず、クリップ等で留める。

企画提案内容を A4 用紙 1 ページにまとめた企画概要書も提出すること。

また、<u>企画提案書、企画概要書及び見積書は PDF データで、メールでも提出</u>すること。

(6) 見積書・・・5部 (社印押印済み原本1部・コピー4部)

提出期限:令和6年8月8日(木)12:00(正午)まで

- ・金額の単位は円とする。
- ・合計金額には消費税(10%)を含むものとし、委託業の総経費にかかる消費税については1円未満の端数がある場合、切り捨てて計算することとする。
- ・委託業務にかかる人件費、広報宣伝費、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、 印刷製本費、賃借料、派遣費等、一般管理費、消費税等この事業に当たっての一 切の費用を見積もること。(注)各項目の単価と内訳を記載すること。
- ・受託事業者の自社媒体等の利用に係る経費において、証憑類(見積書・請求書・ 領収書等)の額は受託事業者の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)におけ る営業利益率(小数点以下 切り捨て)をもって算出することとする。ただし、 企画提案時には概算の控除率を適用しても良いものとし、本契約の際に正式な 控除率を適用するものとする。
- ・一般管理費については 10%以下とする。(直接人件費+直接経費-再委託費) ×10/100 で計算すること。ただし、「直接経費」に含まれる「広告掲載に係る費 用」は除いたうえで算出すること。また、小数点以下は切り捨てとする。
- ・再委託費等は、当該事業に直接必要な経費の内、応募事業者(共同事業体構成員を含む)が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者に委任又は準委任して行わせるために必要な経費を対象としており、再委託費の内、仕事の完成を目的とした外注(請負契約)に必要な経費は一般管理費の算出にあたって控除しないものとする。
- 各経費は単価、月数、回数、個数等見積条件が分かるように明記すること。
- ・各項目別の一式表記と内訳明細を記載し、一般管理費は外出しで計上すること。 (広告費や制作費には含めない。)
- ・精算時における一般管理費は、契約締結時(変更契約があった場合は変更契約時)の一般管理費率により決定する。ただし、事業終了時に受託者の都合により 契約締結時の率を下回る場合には、この限りではない。
- ・企画費、人件費等、自社内の経費として、外注先との領収書等が発生しないものについては、精算の際、原則として見積り時の積算を超えることは出来ないものとする。

※提出のあった企画提案書について、後日一般社団法人渡嘉敷村観光協会より 疑義照会を行うことがある。

(7) 辞退申請書 (様式6)・・・1 部

提出期日】令和6年8月8日(木)12:00(厳守)

※企画参加申込書(様式 2)を提出後、参加を辞退する場合には企画参加辞退申請書(様式 6)を提出すること。

応募書類の審査及び結果の通知

「6. 審査」にて定めるとおり。

(8) 契約の締結

契約予定事業者選定後は、一般社団法人渡嘉敷村観光協会が作成した仕様書及び当該事業者が提出した企画提案書と予算見積書の内容に基づき、双方協議の上で「委託仕様書」と委託額を決定し、契約を締結する。ただし、OCVBと契約予定事業者が委託契約に必要な協議で合意に至らなかった場合は、次順位以降の事業者を繰り上げて協議の上、契約を行うものとする。

6. 再委託について

(1) 一括再委託の禁止

本事業を実施するにあたっては、一般社団法人渡嘉敷村観光協会の承認なくして、委託業務の全部または一部を第三者に委託(以下「再委託」という)してはならない。また、「契約の主たる部分」については、その履行を第三者に委託してはならない。

(2) 再委託の相手方の制限について

上記(1)で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。

- ア. 契約金額の 50%を超える業務
- イ. 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根本的な業務
- ウ. 再委託者の資格については、本要綱「3. 応募資格」の規定を準用するもの とする。

7. 審査

- (1) 応募書類の審査
 - ① 提出された企画提案書に対し審査会を行い、1次審査・最終審査を経て契約 予定事業者を選定する。原則として、1次審査は書面審査にて行い、上位3 社程度を選出し、最終審査へ進むものとする。ただし、応募件数等によって は最終審査のみを行い、契約予定事業者を選定する場合もある。
 - ② 最終審査は状況に応じ、対面式のプレゼンテーションまたはオンライン (Zoom を想定。)による審査を行う。最終審査会の詳細については、1次審

査通過社に対して通知を行うこととし、公開しない。なお、1次審査・最終 審査の内容についての問合せには対応しない。

下記日程については予定とし、調整の過程で変更になる可能性がある。 最終審査会:令和6年8月15日(木)

- (2) 提案に当たっての留意事項仕様書に記載されている諸条件を十分に理解した内容とすること。
- (3) 審査結果の通知

<u>最終審査結果は、令和6年8月16日(金)</u>の通知を予定とする。 但し、最終審査及び手続き等の状況により、通知日が前後することがある。

8. 委託契約

委託契約については、原則として第1位入選者と契約を行うものとするが。委託に関しては必要な協議が合意に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて、協議の上契約するもものとする。

9. その他留意事項

- (1) 応募書類の作成等に関する費用は、申請者の負担とする。
- (2) 応募書類に虚偽の記載をした場合には、応募を無効とする。
- (3) 応募書類に不備・不足がある場合、審査時の減点対象となる。
- (4) 応募書類の提出後は、記載された内容の変更は認めない。
- (5) 提出された応募書類は、返却しない。

連絡先

一般社団法人渡嘉敷村観光協会

事務局 担当:座間味

〒901-3501 沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷 346 番地

TEL: 098-987-2332

E-mail: kerama@tokashiki.info

以上